

同時発表：厚生労働省、法務省、こども家庭庁

令和6年6月17日
住宅局安心居住推進課

第4回 住まい支援の連携強化のための連絡協議会を開催します
～福祉分野、住宅分野等のより一層の緊密な連携を図ります～

国土交通省、厚生労働省、法務省、こども家庭庁は、令和6年6月19日（水）に「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」（第4回）を開催します。

第4回連絡協議会では、改正住宅セーフティネット法、改正生活困窮者自立支援法等に関する情報共有等を行う予定です。

本連絡協議会は、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等の関係者のより一層の緊密な連携を図るため、国土交通省、厚生労働省、法務省及びこども家庭庁の関係部局（部局長級）並びに関係団体による情報共有や協議を行うものです。

記

1. 日時：令和6年6月19日（水）14:00～16:00

2. 場所：中央合同庁舎第3号館2階住宅局会議室 ※WEB併用会議
（東京都千代田区霞が関2-1-3）

3. 議事

- （1）各省庁からの報告
- （2）各関係団体からの報告

4. その他：

- ・ 会議は非公開で行いますが、報道関係者に限り冒頭のみ（議事開始前まで）カメラ撮り可能です。カメラ撮りを希望される方は、6月18日（火）17時までに、下記に従いお申込みいただくとともに、当日の13:50までに合同庁舎3号館2階エレベーターホールに集合してください。

＜お申込み方法＞

- ・ カメラ撮りを希望される報道関係者の方は件名を「【カメラ撮り希望】第4回住まい支援連携強化連絡協議会」として、それぞれ本文に氏名（ふりがな付）、電話番号、メールアドレス、社名をご記載のうえ、
hqt-safetynet-house_atmark_gxb.ml.it.go.jp までメールにてお申し込みください。
※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。
- ・ 配布資料と議事録については、後日、国土交通省等のホームページにて掲載する予定です。（https://www.ml.it.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000025.html）

＜問合せ先＞

（内容に関するお問合せ）	住宅局 安心居住推進課	横田、中村（内線 39873、39855）
（カメラ撮り・取材に関するお問合せ）	住宅局 安心居住推進課	今駒、星川（内線 39823、39825）
電話 代表：03-5253-8111		